

中関支店コミュニティーホール利用規定

【ご利用にあたって】

中関支店コミュニティーホール施設（以下、CHという。）は、東山口信用金庫の地域貢献活動の一環として設置しました。広く文化・芸術・その他の情報発信やふれあいの場として開放いたします。

ただし、入場料を徴収する催事、ギャラリー作品の販売・物品の販売を目的とした催事には御利用できません。

【ご利用資格】

1. 上記の利用目的でCHの利用を希望される方
2. 上記の利用目的においても、特定の政治活動・宗教活動または公序良俗に反する活動等に繋がると金庫が判断した場合には、ご利用をお断りいたします。
3. 騒音または異臭発生の可能性がある場合と金庫が判断した場合には、ご利用をお断りいたします。
4. その他CHの利用目的になじまないと金庫が判断した場合には、ご利用をお断りいたします。

【お申込み方法】

1. 本規定に基づき、所定の利用申込書にご記入の上、東山口信用金庫本支店、または総務部にお申出ください。
 2. 利用申込書は申込ご本人または申込団体の代表申込人の方がご記入ください。
 3. 申込みの際にはご本人または申込団体の代表申込人の方の確認をさせていただきます、本人または代表申込人の方の本人確認ができるものをご持参願います。
 4. 申込期限等
- ①申込開始期限は、原則としてご利用日の3カ月前からとします。
- ②受付しました利用申込書をもとに、催事内容、当金庫の行事や業務計画、他の利用予約状況等を確認のうえ、申込受付後原則1週間以内に総務部からご利用の案内をいたします。

【利用できる曜日・利用時間】

1. 中関支店の営業する月曜日から金曜日までとします。（※土日、祝祭日、12月31日及び正月3が日は休館です）
2. ご利用は1日単位で1回の最長連続利用期間は10営業日です。
3. ご利用時間は9：00～17：00といたします。なお、ご利用最終日の展示品の搬出等後片付けは18：00までに完了してください。

【ご利用料金】

1. 1日につき1,000円（消費税別途）とします。
2. ご利用料金は、ご利用期間に応じ一括して前営業日までにお支払いいただきます。

【申込取消し・利用中止の特約】

1. 下記の場合、ご利用を中止していただきます。
- ①当金庫に届出がなく、申込の内容が著しく変更された場合。
- ②当金庫の承諾なく、利用の権利を第三者に転貸・譲渡した場合。
- ③CH内において、物品の販売、配布・金品の寄付行為を行った場合
- ④公序良俗に反したり、公益を害する行為等、運営管理上障害があると金庫が判断した場合。
- ※なお、本規定に定めがない場合でもCHの運営に支障をきたすと当金庫が判断した場合にはご利用を中止していただきます。
2. 上記の理由によりCHのご利用を中止した場合は、受領済みのご利用料金は返金いたしません。

3. 申込の取消し・利用中止により、申込人が損害賠償を受けたとしても、当金庫はその責任を賠償する等の責任を負いません。

4. 当金庫の都合によりご利用を中止する場合は、ご利用代金を返金します。

【展示物等の搬出入】

1. 展示物等の搬出入並びに準備品の設置作業は利用期間中に申込人の責任において実施願います。

2. 搬出入時間は原則として9：00～18：00に行ってください。

3. 搬出後、中関支店職員の立会下で、CH内の搬出漏れやごみの処理状況等を確認してください。

【展示物等の管理】

1. 搬入後、搬出までの展示作品・利用状況・備品等の管理はすべて申込人の責任に負うものとします。

2. CH利用期間中は申込人の責任において、原則として立会人を置いていただきます。

【その他の注意事項】

1. 使用前に申込人によるCHの下見をお願いします。

2. CH内に壁面に穴をあけたり、釘やねじを打ったりしないでください。また、CH内の器具備品の使用については、中関支店職員の指示に従ってください。

3. CH内または付属設備、器具等に装飾、押しピン、テープ等を使用する場合は、中関支店職員の指示に従ってください。

4. その他以下の注意事項を守ってください。

①危険物等の搬入は禁止します。

②CH内の喫煙は禁止します。また、飲食も原則として禁止します。（中関支店の職員に個別にご相談ください）

③催事の掲示告知等の掲示は原則として申込人で行ってください。

④利用時に発生したごみ等はすべて申込人が責任を持ってお持ち帰りください。

⑤その他規定に定めのない事項は中関支店の職員と相談してください。

【損害賠償の免責】

1. 下記の事由により申込人に損害が発生した場合、当金庫はその損害賠償責任を負いません。

①天変地異等の不可抗力により、会場のご利用が不可能となった場合。

②当金庫の責に帰すことができない事由により、会場のご利用が不可能となった場合。

③当金庫の責に帰さない事由による展示物の破損、汚損、盗難、火災、その他の事故によって損害が発生した場合。

2. 作品への付保等の保全策は、申込人の責任において対応願います。

【賠償責任】

1. 申込人または入場者により、CHの壁・天井・その他の設備や備品等を汚損・破損等させた場合は、申込人の責任において原状復帰の実費をお願いする場合があります。

【利用規定の変更】

この利用規定は、必要に応じて変更する場合があります。変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または新たな義務を課す場合には、その変更を通知し、相当の期間を定めて異議がない場合には承諾されたものとして取扱います。

以上